

I 基本構想で
定める「自治体
経営の基本的
な考え方」に基
づく取り組み

平成 21 年度

I 基本構想で定める「自治体経営の基本的な考え方」に基づく取り組み 平成 21 年度

平成 13 年 9 月に市議会で議決された三鷹市基本構想では、新たな世紀における自治体の役割を明確に提示しました。この基本構想では、「自治体経営の基本的な考え方」として特に独立して項を設けて展開しており、それは①行政の役割転換、②協働のまちづくりの推進、③成果重視の行政経営システムの確立、④柔軟で機動的な推進体制の整備、⑤透明で公正な行政の確立の 5 つの考え方から構成されています。

例えば①の「行政の役割転換」においては、「安定した市民生活を保障するための仕組みをつくとともに、市は主体性と責任を持ちながら、行政の主な役割を、これまでの直接的なサービス提供中心のあり方から総合的なコーディネート機能を重視したあり方へと転換する」としており、行政はセーフティネットの構築やリスク・マネジメントを行いながら、民間の活力や資源を最大限に活用して事業の戦略的展開を図ることを掲げています。

この I 章では、基本構想に掲げる三鷹市の「自治体経営の基本的な考え方」に沿って、上に示した 5 つの基本方針に則った平成 21 年度の主な取り組みについて紹介しています。

三鷹市における自治体経営の確立に向けた全体的な取り組みとしては、第 II 章から第 IV 章において第 3 次基本計画（第 2 次改定）や行財政改革アクションプラン 2010 等の取り組み状況をまとめていますが、I 章では、基本構想に掲げる三鷹市の「自治体経営の基本的な考え方」に沿って、2009 年市長表彰（ベストプラクティス表彰、153 ページ参照）で優秀賞を受賞した取り組みを中心に、平成 21 年度の主な「三鷹市らしい取り組み」について紹介しています。



1 「三鷹の森 科学文化祭」の実施について

「三鷹の森 科学文化祭」開催の目的

「三鷹の森 科学文化祭」は、三鷹市と NPO 法人三鷹ネットワーク大学推進機構（以下、「三鷹ネットワーク大学」という。）が共催し、三鷹ネットワーク大学に参加する教育・研究機関、民間企業、NPO 法人や団体等が、科学技術をテーマにしたイベントを通じて地域貢献を行うことで、科学技術への理解増進、科学文化の醸成等による地域活性化を目指しています。

平成 21 年度は、翌年が市制施行 60 周年であることから、その記念イベント事業に位置づけて実施しました。また、平成 21 年が世界天文年であることから、国立天文台との連携の中で「世界天文年 2009 三鷹地域イベント」としても開催しました。

具体的な事業内容は、① みたか太陽系ウォーク事業、② サイエンスライブショー事業、③ 講演会・コンサート事業、④ 巡回科学館事業、⑤ 科学をテーマにした地域活性化事業（「みたかサイエンス&テクノロジーフェア」）、⑥ 星空ツアー事業、⑦ 広報事業です。イベントとしての事業実施期間は、9月12日（土）～9月27日（日）を中心に、会員研究機関等が開催する関連イベントが集中する8月18日（火）～11月14日（土）の約3か月間としました。

「三鷹の森 科学文化祭」の実施体制

「三鷹の森 科学文化祭」は、三鷹市と三鷹ネットワーク大学の共催イベントとし、両者の間で協定書を締結して実施しました。また、国立天文台や国際基督教大学が中心となって開催した「第一回東京国際科学フェスティバル」とも連携したほか、前年度に引き続き、内閣府の「官民パートナーシップ確立のための支援事業」に応募し、「『三鷹の森 科学文化祭』開催に関する地域活性化プロジェクト」を提案して採択されました。

主な開催イベント

「みたか太陽系ウォーク」

13億分の1の縮尺にした太陽系の軌道図を三鷹の地図に重ねて、街歩きを楽しむスタンプラリーを開催しました。三鷹駅前地域を中心に50店舗の協力を得て、約3,000枚のマップを配布し、9月14日（月）～9月27日（日）の期間中に約250人がスタンプラリーに参加しました（協力：三鷹商工会、三鷹商工会商業部会第3ブロック・第4ブロックの各商店会、みたか都市観光協会）。



「みたか太陽系ウォーク」マップ

「サイエンス・ライブショー」

三鷹ネットワーク大学の賛助会員で、子どもを対象とした科学実験ショーの開催に実績のあるNPO法人ガリレオ工房に委託し、芸術文化センター風のホールにてサイエンス・ライブショー「ガリレオ～宙（そら）を観た人～」を、9月12日（土）の午前・午後の2回開催しました。



サイエンス・ライブショー

「地球と太陽の不思議な関係～日食のお話しとオーロラコンサート～」

9月27日（日）に公会堂において、講演会とコンサートを兼ねたイベントを開催しま

した。講演会では、「日食のお話し」と題して、国立天文台天文情報センター・准教授の渡部潤一さんと清原市長が対談しました。また後半の「オーロラコンサート」では、スター・ウィーク（星空に親しむ週間）のテーマソングなどを歌っている歌手のアクアマリンさんと、「L I V E!オーロラ」を主宰している古賀祐三さんとのコラボレートによるコンサートを行いました。

「初心者のための望遠鏡講座」

「世界天文年2009」が、ガリレオ・ガリレイが望遠鏡で月を観測してから400年目であることを記念していることから、「君もガリレオ」プロジェクト（初心者向けの望遠鏡工作キット（ガリレオスコープ）を使った望遠鏡の仕組みを知る講座）と、天体望遠鏡の使い方を学ぶ講座を11月14日（土）に開催しました。

平成21年度の「三鷹の森 科学文化祭」の参加者は4,000人を超え、平成22年度についても、前年度の成果を活かしながら、市民の科学技術に対する理解を深め、三鷹の地域で科学を楽しみ、文化の醸成を図る取り組みを進めていく予定です。

2 住基カードの無料交付とコンビニエンスストアを活用した住民票等の交付

市民の利便性向上と行政効果

三鷹市は、市民の利便性向上のため、平成8年より自動交付機による証明書の発行を行ってきました。始めは住民票の写しと印鑑登録証明書及び税証明の交付から開始し、平成17年からは戸籍関係の証明書も追加し、平成18年からは外国人登録の証明書も発行しています。現在、自動交付機は三鷹市内に3か所5台あり、交付時間は朝8時30分から夜9時までとなっています。この自動交付機を利用するには、市民カード（磁気カード）が必要ですが、平成21年度末で約77,000人（人口の約4割強）の市民の方が保有し、市役所を含めた証明書発行の約22%が自動交付機で発行されています。

三鷹市は、平成20年度から始まった総務省主催の「コンビニ交付検討会」に参加し、総務省、国立印刷局、地方自治情報センター、事業者及び自治体による具体的検討を始めました。そして2年の検討を経て、平成22年2月2日より、一部のコンビニエンスストア（セブン-イレブン）の多機能端末機で、住民基本台帳カード（ICカード）を利用して住民票の写しと印鑑登録証明書の発行を可能とするサービスを全国初の取り組みとして開始しました。（三鷹市2店舗、渋谷区3店舗、千葉県市川市2店舗）

平成22年3月からは、関東1都6県及び福島県、山梨県の地域のセブン-イレブンに広がり、平成22年5月末から、全国店舗（約12,700店舗）での発行が可能となりました。

住民票の写し等については、わざわざ市役所に出向く手間と時間をできる限り省略し、身近な場所で利用しやすい時間に簡単容易に取得できることが市民にとっても利便性の向上につながります。加えて多機能端末機の利用は自動交付機を増設するよりもコストがかかりません。

こうしたことから、三鷹市では、平成22年1月より平成23年3月末まで、住民基本台

帳カードの発行手数料（500 円）を無料として普及に努めています。その結果、平成 22 年 3 月末での普及率が 5.3%となり、多摩 26 市中トップとなりました。引き続き P R に努めていきます。

利便性、安全性及び信頼性の確認

コンビニエンスストアの多機能端末機を活用しての証明書の発行に関しては、全国初ということもあり、総務省主催のコンビニ交付検討会で2年間、利便性、安全性及び信頼性について検討し、その後、三鷹市としても、法律や行政の専門家を中心とした有識者会議を開催して検討を行いました。また、市の保有する個人情報民間の端末機と結合することについても個人情報保護委員会に諮問し、了承の答申を受けてきました。

安全性については、市が作成した証明書データを画像化（PDF）し、暗号処理を行って交付センター（地方自治情報センター）に送信し、交付センターでは三重の偽造防止対策を施したうえで、各コンビニエンスストアに暗号化して送信します。それぞれの段階において専用回線を使用しており、そのデータは多機能端末機で印刷された後は自動的に消去される仕組みとなっています。

基本的な仕組みと今後の課題

コンビニ交付とは、市民が全国共通の住民基本台帳カードを使って、コンビニエンスストアの多機能端末機を経由し、市町村から住民データを取り寄せ、多機能端末機で印刷された住民票の写しあるいは印鑑登録証明書を手にする仕組みです。したがって、人（コンビニエンスストアの従業員等）を介さず、多機能端末機の画面操作を指示通りに行うことにより、3分程度で証明書が入手できます。



〈端末機トップ画面〉

コンビニエンスストアの多機能端末機

現在、コンビニエンスストアでの交付は①住民票の写しと②印鑑登録証明書の2種類に限られていますが、今後は、現行の自動交付機で交付している③税証明、④戸籍関係の証明書に拡大するための検討を進めていきます。

3 「星と森と絵本の家」の開館と運営

「みたか・子どもと絵本プロジェクト」の特色ある拠点

平成 21 年 7 月 7 日に開館した「星と森と絵本の家」（以下、絵本の家）は、三鷹市が平成 18 年度から進めている「みたか・子どもと絵本プロジェクト」の「子ども」・「絵本」・「三鷹」の 3 つの理念に、「将来の科学への関心の基礎となる子どもの知的好奇心をはぐくむ」という特色を加えた施設です。

このプロジェクトは、絵本がもつコミュニケーションを豊かにする働きや、芸術や科学のあらゆる分野の入口となる文化的側面に着目し、子どもたちがふれあいの中で絵本に出会い、心豊かに成長できるような環境を目指し、地域でさまざまな取り組みを行っています。市民企画による絵本展覧会や、子どもに身近な地域の施設の改修、活動の担い手の養成などの協働事業に多様な人々が集まり、創造的活動と交流が生まれています。

国立天文台旧 1 号官舎の保存・活用による施設整備

絵本を家の構想は、三鷹市と国立天文台が旧 1 号官舎（大正 4 年建設）の保存活用を検討する中で浮かびました。旧 1 号官舎は、天文台の構内にかつて 40 棟以上あった官舎のうち最古のもので、東京帝国大学営繕課が高等官官舎として設計しました。文化財として保存を望む声が多く 1 棟だけ取り壊しを免れていました。三鷹市が、この建物の譲与と敷地の無償貸付を受けて直営で運営する公共施設として再生することと



星と森と絵本の家 北側外観

し、平成 20 年度に自治宝くじ助成金を受けて整備工事を行いました。施設の整備にあたっては、一旦解体し、元の部材を可能な限り使用し、建築基準法に適合させつつ建設当初の姿に復元再築し、管理棟を併設してバリアフリー化を図りました。完成後に旧 1 号官舎棟は三鷹市登録有形文化財に登録されました。

多彩な市民との協働による企画運営

建物の整備に並行して、平成 20 年 3 月に「活動プランづくりワークショップ」（参加約 70 人）を行い、9 月以降は「星」「森」「絵本」「家」の分野別プロジェクト（約 80 人）により運営や事業企画の検討が進められました。開館後には、メンバーや新たな参加者により「星と森と絵本の家フレンズ」（約 60 人）が発足し、読み聞かせや絵本の選書・紹介、木工体験、星の話、季節の家のしつらいなどのチームが活動しています。近隣の小学生たちも担い手としてジュニアスタッフ（約 20 人）の活動を行っています。また、平成 21 年 1 月～3 月には、「庭づくりプロジェクト」に集まった幼児から大人まで（約 90 人）で池や雨水貯留施設をつくりました。絵本を家の事業は、施設の特徴や価値を最大限活かすための創意工夫を多彩な人々との協働で行っています。

事業の考え方と手法

絵本の家では、子どもたちの主体的な探究や発見、コミュニケーションの中で学び育つことを大切にしています。中心となる企画展示は、国立天文台の協力・監修と絵本専門家の助言を受けて構成し、絵本を楽しみながら発見や探索ができる体験型の展示になっています。読書室の本棚には絵本約2,000冊があり、宇宙・森・動植物・人と暮らしなどのテーマを独自の分類で季節にあわせて紹介しています。館内全体に昔の暮らしが体感できるよう工夫を凝らし、庭には自然の発見やものづくりを体験できる環境を準備し、体験と絵本をつなぐスタッフ（コミュニケーター）を配置しています。また、季節行事や体験活動でも市民の企画実施による体験・交流型の活動を心がけています。



絵本展示室
『知る・見る・感じる絵本展一月とおつきさまー』

開館9か月で2万人を超える来館者

絵本を家の取り組みは、数多くの新聞・テレビ・ウェブサイトや各分野の雑誌に取りあげられました。市内や近隣市区からの家族連れの来館者や、近隣の乳幼児とその親や小学生などのリピーターが多い一方、全国各地から訪れる人も多く、毎日賑わっています。開館後、平成21年度中の9か月間で、21,154人（開館222日、平均1日95.3人）の来館者を迎えました。今後も、国立天文台との連携と市民との協働のもとにこの施設ならではの活動を行い、その成果を市内各地に広げる「みたか・子どもと絵本プロジェクト」の推進を図ります。

4 家庭系ごみ有料化の実施によるごみの減量・資源化の推進

有料化に至る経過

多摩地域においては、最終処分場である二ツ塚処分場の延命化を図るため、一層の排出抑制、減量・資源化を進める必要があり、平成13年10月の東京都市長会の政策提言以降、多くの市において有料化が実施され、大きな成果を上げてきました。

一方、三鷹市では、平成17年3月に「ごみ減量・有料化検討市民会議」より答申を得て、新しい分別収集による減量効果の検証やごみ処理経費の分析しながら、有料化の実施に向けて慎重に検討を進めてきました。

ごみ処理の過程で大量に発生するCO²の削減や、新ごみ処理施設の建設を踏まえた環境センターの適正な運営、ごみ処理経費の増大により、さらなるごみの減量・資源化に取り組む必要がありました。そこで、家庭系ごみの有料化については、「第3次基本計画（第2

次改定)」や「ごみ処理総合計画 2015」（平成 20 年 3 月策定）において計画前期内の早期実現に向けた検討を、慎重に進めるとの方向性が示され、具体的な検討を開始しました。

市民のご理解をいただく取り組み

平成 20 年 7 月の広報みたかにおいて、有料化の具体的な内容を表した「家庭系ごみ有料化に向けた基本的な考え方」を掲載し、各コミュニティ・センター等で市民の意見を聞く



お試し用ごみ袋セット

(指定収集袋を使用しのごみ出しと袋の大きさやデザインを事前に知ってもらうため各サイズの袋を1枚ずつセットにしたもの)

会を開催しました。その後、いただいた意見を踏まえながら、「家庭系ごみ有料化に向けた基本方針（案）」を策定し、パブリックコメントの実施後、基本方針を確定しました。こうした経過を踏まえ、同年 12 月市議会で家庭系ごみ有料化に関する改正条例及び予算案が可決され、平成 22 年 10 月 1 日より実施することとなりました。

その後、指定収集袋の作成・配送会社の決定、取扱店の募集・決定、指定収集袋への広告掲載などの準備を行うとともに、市民への周知活動を広く実施しました。

「家庭系ごみ有料化に向けた意見を聞く会」を 14 回開催し、131 人の方から意見をいただきました。また、地域でごみの減量に活動されているごみ減量等推進会議は 3 回開催し、107 人の出席をいただきました。さらに、基本方針（案）に対するパブリックコメントでは、110 人（団体）から 295 件の意見も寄せられました。

有料化を実施することについて、「有料化に対する基本的な考え方」を広報に掲載し、この「考え方」を説明するとともに

有料化の実施が決定してからは、各コミュニティ・センター、地区公会堂などで家庭系ごみの出し方説明会を 102 回開催し、2,233 人が参加されました。この間、広報みたか「ごみ特集号」を 2 回発行し、市政情報番組「みるみる三鷹」での放映や、ごみの出し方パンフレット全戸配布により、有料化に伴うごみの出し方や指定収集袋取扱店などの周知に努めるとともに、お試し用ごみ袋の全戸配布も実施しました。また、有料化に対する問い合わせに対応するために、電話受付要員を充実し、ごみ処理手数料減免の臨時受付も実施しました。

家庭系ごみ有料化の内容

家庭系ごみ有料化により、さらなるごみの減量・資源化を推進し、環境負荷の軽減など三鷹市らしい高環境のまちづくりに配慮するとともに有料化の対象とならないもの、減免

対象者の拡大など経済的な負担の軽減などにも配慮した内容となっています。

有料化の対象は、燃やせるごみと燃やせないごみとし、資源物（ペットボトル、プラスチック類、空きびん・空き缶、古紙類、古着類）、有害ごみは、今までどおり無料としました。また、剪定枝、落ち葉、草、紙おむつ、地域清掃のごみは、有料化の対象外としました。また、手数料は、ごみ処理経費の概ね20%を目途と定め、市が指定する有料袋（指定収集袋）を購入していただくことにしました。さらに経済的な負担を考慮し、多摩地域有料化実施自治体の中で、もっとも広く手数料の減免対象者を設けています。

有料化の着実な実施のために

有料化に際して、適切にごみ出しへのご協力をいただくために、パトロール体制を強化し、指定収集袋によるごみ出しの徹底を図りました。ごみの収集前に、早朝ごみ出しパトロール員が指定収集袋を使用していないごみについて、実施注意文を貼付し、注意を促しました。有料化後のごみの出し方や指定収集袋未使用ごみと不法投棄の対策のため、臨時にごみ出し相談・啓発パトロールを実施し、現場でのごみ出しの相談を実施しました。

その後も、市の美化パトロールによる、ごみ出し相談や啓発活動は継続実施しています。

有料化実施後、6か月のごみ量を前年同期間で検証しますと、市民のご協力により、ごみの減量に大きな効果がありました。燃やせるごみで13.6%、燃やせないごみで23.0%、両方をあわせたごみ量では14.3%の大きな減量となりました。

今後も減量効果が継続するよう、引き続きキャンペーン活動等啓発活動を継続するとともに、有料化の詳細な効果などを市民にお知らせし、さらなるごみの減量・資源化にご理解とご協力を得ていきます。

5 市街地に初の自転車道整備と幼児2人同乗用自転車レンタル事業

自転車道整備の背景

自転車は、環境負荷の少ない交通手段として見直され、健康志向の高まりを背景に利用促進が注目されていますが、その一方で、歩行者、自転車及び自動車が道路で錯綜することにより、自転車が関与する事故が増えています。三鷹市では、交通事故の発生件数は年々減少していますが、事故件数のうち、自転車が関与する事故が約半数を占めており、歩行



家庭系ごみ指定収集袋 20ℓ

者と自転車利用者が安全に安心して通行できる環境の整備が必要となっていました。

三鷹市は、平成19年度に、国土交通省をはじめ警察庁、警視庁、東京都及び三鷹市で構成する「モデル地区指定のための勉強会」を開催し、その後、平成20年1月に、かえで通りの自転車道整備について国土交通省と警察庁が合同で実施する自転車通行環境整備に関するモデル地区事業としての指定を受けました。

自転車道の整備概要

モデル地区として整備するには、自転車道または自転車専用通行帯(自転車レーン)で整備することが選定要件となっています。かえで通りは、駐停車車両が多く、自転車利用者の多くが歩道を走行していることから、柵、縁石で区切る構造の自転車道で整備することに決定しました。原則、歩道は現在の幅員2.5mのままとし、片側5.5mの車道を3.5mにすることによって車道に2.0mの自転車道を整備することにしました。

自転車道整備の特徴

自転車道に設置する柵の高さについては警視庁とも協議を行い80cmとしました。

整備区間の沿道には、店舗が存在するため、自動車の出入りがあります。この部分については、車道と自転車道を分離している柵を設置できないため高さ2cmの縁石で分離しました。

交差点付近では自転車道を一旦やめて歩道を拡幅し、自転車歩行者道としています。この部分では、完全に歩行者と自転車を分離することが困難なため、空間を広くして自転車利用者には十分注意して走行してもらうようにしています。また、自転車横断帯を青色カラー舗装して走行位置の明確化を行っています。

市街地に初の自転車道整備

自転車道の整備工事は、平成20年度～平成21年度にかけて行い、東八道路から武蔵境駅までの約1.9km(三鷹市1.6km、武蔵野市0.3km)に自転車道が整備され、歩行者、自転車利用者及び自動車を分離することにより、安全に安心して移動できる道路環境が創出されました。

整備前には自転車利用者の70%以上が歩道を走行していましたが、整備後には自転車利用者の94%が自転車道を利用しています。



市街地初の自転車道

また、歩行者からも安心して歩道を歩けるようになったとの声が寄せられ、国内の自治体はもとより海外からも視察があります。

さらに、東京都が計画している東八道路の自転車走行空間整備との連携によって、自転車走行空間のネットワーク化を推進しています。



レンタサイクル

幼児2人同乗用自転車レンタル事業

これまでの東京都道路交通規則では、運転する人が幼児用座席に1人乗せ、もう1人をおんぶ紐などで背負って運転することはできましたが、前と後ろの座席に乘せる3人乗りは法令違反でした。

その後、子育て世帯の要望を受け、東京都道路交通規則が改正され、平成21年7月から安全基準を満たす自転車については、3人乗り（幼児2人同乗）が認められました。

そこで市では、より多くの子育て世帯に安全安心な自転車を利用していただき、出費がかさむ子育て世帯の経済的負担を軽減するために、全国に先駆け、平成21年10月から「幼児2人同乗用自転車」のレンタル事業をスタートしました。

貸出自転車は、幼児2人同乗基準適合車40台を用意し、月額1,000円の利用料金でレンタルできるとともに、TSマーク保険の加入により、貸出自転車で事故に遭った場合、傷害補償及び賠償責任補償を受けられます。定期点検整備に要する費用とTSマークの保険料は市が負担することにより、子育て世帯を支援しています。

また、利用者には、自転車の安全利用を進めるため、幼児用ヘルメットの着用と、市が行う幼児2人同乗用自転車の利用者を対象とした自転車安全講習会に参加することを条件としました。

なお、「幼児2人同乗用自転車」のレンタル事業を、全国に先駆けて実施したことで、テレビ・新聞などで報道されたことにより、電話等の問い合わせやレンタル事業を検討している自治体からの問い合わせや視察を数多く受けました。貸出自転車については、40台に対して51人の応募があり、抽選により利用者を決定しました。今後は台数を増加し、更なる普及を図ります。

6 コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育校の全市展開

小・中一貫教育校全7学園の開設

三鷹市では、これまで40年近く、コミュニティ施策や市民参加、市民との協働によるまちづくりを進めてきました。このような住民自治の意識の高さや具体的実践を通して醸成

されてきたコミュニティのうえに、平成 18 年 4 月に第二中学校区（第二小学校、井口小学校、第二中学校）を単位として、コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育校「にしみたか学園」を開設しました。



鷹南学園の開設で小・中一貫教育校が全市展開

この後、平成 18 年度から 3 年間にわたり小・中一貫教育校「にしみたか学園」の検証を進めながら、他の中学校区においても順次開設を進めてきました。平成 20 年度には、連雀学園（第四小学校、第六小学校、南浦小学校、第一中学校）、東三鷹学園（第一小学校、北野小学校、第六中学校）、おおさわ学園（大沢台小学校、羽沢小学校、第七中学校）の三つの学園を開設しました。

また、平成 21 年度には、4 月に三鷹の森学園（第五小学校、高山小学校、第三中学校）、三鷹中央学園（第三小学校、第七小学校、第四中学校）を、9 月に鷹南学園（中原小学校、東台小学校、第五中学校）を小・中一貫教育校として開設し、すべての市立小・中学校 22 校がコミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育校 7 学園となりました。

コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育校

三鷹市では、平成 18 年 4 月に自治基本条例を施行し、その第 33 条において学校と地域との連携・協力を規定し、保護者、地域住民等の学校運営への参加を積極的に進め、地域の力を活かした創意工夫と特色ある学校づくりを行うことと、学校を核としたコミュニティづくりを推進していくことを明記しています。

また、三鷹市教育ビジョンでは、市民や保護者の願いや、時代の要請を踏まえて、家庭、地域、学校が三鷹の子どもの「人間力」や「社会力」を共に培うことをその趣旨としています。

これらに基づき、教育委員会が、コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育校の全市展開を進めるなかで、法律に基づく学校運営協議会やその協議機関であるコミュニティ・スクール委員会は、児童・生徒の教育活動に協力・支援するとともに学校運営に参画するなど極めて重要な役割を担っています。

小・中一貫教育校の充実・発展

今後、小・中一貫教育校 7 学園は、一貫カリキュラムに基づき、義務教育 9 年間の連続性と系統性のある指導の充実を図るなか、それぞれの学園が特色ある教育を展開し、基礎・基本の確実な定着、個性・能力の伸長及び児童・生徒の健全育成の充実並びに人間力と社会力をはぐくむ教育の充実・発展を目指します。また、保護者や地域住民が学校運営に積極

的に参画し、学校教育を支援するコミュニティ・スクールを取り入れた魅力ある学校づくり、その充実・発展を目指します。

そのためには、学校運営協議会やその協議機関であるコミュニティ・スクール委員会の果たす役割は極めて重要であり、コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育校の理念を継承していく地域の人財＝地域継承者の養成・育成の推進を図っていきます。